

児童養護施設における退所児童の自立の現状と課題

— 小規模データを参考に —

The current status and issues of the Independence of children after leaving children's homes

赤間 健一*・稲富 憲朗*

Kenichi Akama・Noriaki Inadomi

はじめに

児童養護施設で生活する児童は、中学卒業後に就職する場合、高校を中退して就職する場合、長くとも高校卒業時の18歳になった場合は、満年齢での措置解除となり、施設を退所し、社会的に自立し生活していくことが求められる。

2005年から入所児童の自立支援計画を策定することが義務付けられ、入所時から自立に向けた支援が行われている。谷口(2011)は、児童養護施設における子どもの自立とは、施設から退所して自分の力で生活していくことであり、自立支援には、一定の年齢に達した時に具体的に始める支援と、年齢を問わず日々の支援全体が自立に向けた支援であるという二つの意味が混在していることを指摘した。前者の意味で用いる場合、支援内容として、生活費をやりくりしながら生活する機会の提供、社会に出てから出会う様々なルールや危険について伝えることが中心となり、後者の場合は、地域の中で生きていくための知識・技術を日々の生活の中で伝達することも含み、さらに成育歴における問題や葛藤の解決、対人関係上の課題の克服も支援として必要な場合もあることを指摘した。自立支援計画に基づく自立支援は後者の意味で行われる自立支援であると考えられる。

また、施設での生活の中での支援である自立支援だけではなく、退所後の支援であるアフターケアについても、2005年の児童福祉法改正により児童養護施設の

業務として明記された。アフターケアとして行われている支援内容は多岐にわたる。施設への調査から、谷口(2011)は、施設に子どもが自由に遊びに来ることができ、子どもへの不定期連絡、子どもの相談に応じられる体制を整えていることを、宮地(2017)は、聞き取りや相談を受ける、施設内外での面会、施設における交流会、自宅訪問、職場・学校訪問があることを報告し、伊藤(2012)は、親子関係調整、就労継続のための支援、生活を営む上での支援、それ以外に分類した。さらに、伊藤(2013)は、支援対象として、本人、職場/学校、本人の家族があることも報告しており、支援の内容に加え、支援対象も本人以外にも及ぶことを示した。

退所児童への支援として出身施設の取り組み以外に、退所者を支える制度も整備されてきてはいる。18歳以降でも、20歳未満までの措置延長が可能となり積極的利用が推奨された。さらに就学者においては22歳の年度末までの支援が可能となった。退所後の支援として、退所後の就職や賃貸契約における保証人の確保のための身元保証人確保対策支援事業や自立援助ホームの設置など自立援助支援事業も行われている。また金銭面の支援として、退所児童自立支援資金貸付事業なども行われるようになった。また児童福祉や就業支援に精通したスタッフの配置により、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行い、地域生活や自立を支援することを目的とし、施設退所児童等アフターケア事業も行われている(厚生労働省, 2017)。しかし、その利用は増加傾向にあるものの、措置延長が13.9% 自立支援資金貸

* 福岡女学院大学

付が11.4%であり、まだ多くはないという報告もある(ブリッジフォースマイル,2018)。他にも、職業選択のための支援、就業支援、アフターケアとしての就労に関する相談援助職員として施設への職業指導員の配置も進んでいる(厚生労働省,2017)。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)の調査では、社会的養護自立支援事業について国の補助を受けて行っている自治体の取り組みについては、居住に関する支援と生活費の支援がそれぞれ62.4%、生活相談の実施が61.2%と多く、それ以外にも支援コーディネーターによる継続支援計画の作成が38.3%、就労相談の実施が35.8%の自治体で行われていた。19.4%の自治体では実施している支援事業はなかった。様々な支援の取り組みは行われているものの、すべての自治体で行われているわけではなく、地域によって利用できる支援に差があることが示された。

自立後の施設退所者の進路について、ブリッジフォースマイル(2018)の調査では、2018年の高校卒業後の施設退所者の進路として就職は63.3%であり、全国平均18.3%より高く、進学は30.1%と全国平均70.8%より低かったが、2017年までが25%前後であったことに比べると増加していたことが示された。厚生労働省(2017)は、施設児童の2014年度卒児について、高校進学率が95.2%であり、全体の98.5%とあまり差がないが、高卒後進路について、進学は23.3%と全体の78.0%と比べ非常に低いことを示した。また、進学者においても、1年3か月後には13.6%が中退しており、全体の中退率2.7%に比べ高いことを示した。就職した者においても、3年3か月後の離職率が44.7%と全体の40.8%よりやや高かった。

谷口(2011)は、施設職員を対象に自立支援の困難度について調査した結果、8割以上が困難、またはやや困難と感じていることを報告した。その理由として、子どもが自立できる段階に至っていないこと、施設ではアフターケアが十分に提供できない、等が上位であった。しかしながら、対応できる力のある職員がいる、実績と経験がある、施設内連携がうまくいっている、と感じている場合は困難とは感じないことも報告した。

ブリッジフォースマイル(2018)は、支援制度に関する現場の声として、児童の多様性に応じた支援の難しさや、情報の不足があげられた。自立支援、退所後支

援におけるボトルネックとなっている要因について施設職員の回答では、職員数や時間の不足が58.3%、行政の取り組み体制や予算が不十分であることが47.2%、知的障害、発達障害、精神障害など、自立において困難さを抱えた児童に専門性をもった支援者、支援機関が不十分であることが40.6%あがっており、その他、施設全体の取り組みや予算の不足、支援を行う職員の力量不足、進学する退所者への経済的サポートの不十分さ、退所者自身の自立への意欲や意識、スキルの獲得支援の困難さ、など多岐にわたっていた。

片山(2018)も、アフターケアについて、退所者が施設職員や措置児童の変化などから相談しづらい状況になっていること、施設における人的、費用の課題、支援内容の複雑化などが課題であることを指摘した。

退所児童に対する自立支援、アフターケアについて、様々な課題が指摘されつつも、支援のための制度が徐々に整備されつつある中で、自立支援に関する施設の状態にも変化がみられているのだろうか。そこで、本研究では、児童養護施設における退所児童、特に高校卒業後に自立した児童の状況、また退所した児童のアフターケアに関する施設の現状について調査を行い、現状把握と課題を導出することを目的とする。

方法

調査対象 調査票への回答を得られた21施設のうち、平成27年度から平成29年度の間に退所児童がいた20施設を対象とした。

調査内容 平成27年度から平成29年度までの3年間に施設を退所した児童について、人数と性別、退所理由、退所時の年齢について回答を求めた。また、アフターケアの実施状況について、アフターケアの有無(退所後1年間)、アフターケアの頻度、アフターケア担当者、アフターケアの対象者、アフターケアの支援方法、アフターケアの支援内容について回答を求めた。加えてアフターケアに関する事例や課題について自由記述で回答を求めた。また、高校卒業後に退所した児童について、進学、就職、福祉的就労別に、進路先、在籍期間、現在の状況、アフターケアの有無について回答を求めた。

手続き 調査用紙を配布し、各施設で記入後に回収した。

結果

調査対象となった3年間の各施設の退所児童数は、173名から213名で平均198名であった(表1)。退所に至った理由を表2に示した。各年により多少の違いはあるが、最も多かったのは措置理由解消による家庭復帰が40%前後で、次に多かったのは就職による自立であった。進学と福祉的就労による自立はそれぞれ5%未満であった。また、退所時の年齢は、16～18歳が40%程度と最も多く、次いで13歳～15歳、6歳未満の順であった(表3)。

退所後のアフターケアについては、実施しているのは50%強で(表4)、頻度では年1～2回が40%程度と最も多く、3～4回が20%強、5～6回が20%

弱、月1回が15%程度で、それ以上に頻度が高いのは、数%程度と頻度が多くなるほど割合が低かった(表5)。アフターケアの担当者は、入所当時の担当職員が最も多く50%程度で、入所当時の担当以外の職員が20%強、アフターケア担当職員は、27年度と28年度が10%強で、29年度には18%と増えていた(表6)。アフターケアの対象者は、本人が70%程度で、次いで多かったのが父母で、27年度と28年度が15%程度であったが、29年度には20%と増加していた(表7)。

また支援方法では、電話が40%強、来園が25%強、訪問が20%弱であり、SNSや手紙等もわずかではあるが使われていた(表8)。支援内容は、相談支援が半数以上であり、情報提供が13%程度と次に多く、それ以外の就労支援や対人関係支援などは5%未満であった(表9)。

高校卒業後に退所した児童は、3年間で211名であり、進学が20%、就職が72%、福祉的就労が7.6%であった。進学者のうち、60.5%が専門学校に進学し、27.9%が4年制大学に、それ以外が短期大学に進学していた。進学者のうち、48.4%が措置延長をしていた。奨

表1 退所児童数

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
男子	125	120	89	111.3
女子	83	93	84	86.7
	208	213	173	198

表2 退所に至った理由

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
家庭復帰(措置理由解消)	81 (38.9%)	81 (38.0%)	70 (40.5%)	77.3 (39.1%)
家庭復帰(就職・進学)	15 (7.2%)	12 (5.6%)	12 (6.9%)	13.0 (6.6%)
家庭復帰(中途退学)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	0 (0.0%)	2.0 (1.0%)
家庭復帰(強引な引き取り)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	4 (2.3%)	2.3 (1.2%)
家庭復帰(その他)	12 (5.8%)	12 (5.6%)	9 (5.2%)	11.0 (5.6%)
措置変更(他施設)	14 (6.7%)	21 (9.9%)	12 (6.9%)	15.7 (7.9%)
措置変更(里親・ファミリーホーム)	8 (3.8%)	13 (6.1%)	15 (8.7%)	12.0 (6.1%)
自立(就職)	60 (28.8%)	53 (24.9%)	37 (21.4%)	50.0 (25.3%)
自立(進学)	7 (3.4%)	5 (2.3%)	7 (4.0%)	6.3 (3.2%)
自立(福祉的就労)	6 (2.9%)	5 (2.3%)	5 (2.9%)	5.3 (2.7%)
その他	3 (1.4%)	4 (1.9%)	2 (1.2%)	3.0 (1.5%)
計	208	213	173	198.0

表3 退所時の年齢について

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
6歳未満(未就学)	28 (13.5%)	26 (12.2%)	34 (19.7%)	29.3 (14.8%)
7歳～9歳(小学校・小学部低学年)	20 (9.6%)	17 (8.0%)	13 (7.5%)	16.7 (8.4%)
10歳～12歳(小学校・小学部高学年)	16 (7.7%)	26 (12.2%)	17 (9.8%)	19.7 (9.9%)
13歳～15歳(中学校・中学部)	40 (19.2%)	36 (16.9%)	35 (20.2%)	37.0 (18.7%)
16歳～18歳(高校・高等部)	97 (46.6%)	97 (45.5%)	67 (38.7%)	87.0 (43.9%)
19歳以上	7 (3.4%)	11 (5.2%)	7 (4.0%)	8.3 (4.2%)
計(※計と一致)	208	213	173	198.0

表4 アフターケアの有無（退所後1年間）

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
有	109 (52.4%)	107 (50.2%)	93 (53.8%)	103.0 (52.0%)
無	99 (47.6%)	106 (49.8%)	80 (46.2%)	95.0 (48.0%)
	208	213	173	198.0

表5 アフターケアの頻度について（平均値）

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
1～2回/年	52 (47.7%)	45 (42.1%)	33 (35.5%)	43.3 (42.1%)
3～4回/年	17 (15.6%)	28 (26.2%)	19 (20.4%)	21.3 (20.7%)
5～6回/年	21 (19.3%)	20 (18.7%)	14 (15.1%)	18.3 (17.8%)
1回/月	17 (15.6%)	11 (10.3%)	20 (21.5%)	16.0 (15.5%)
2～3回/月	2 (1.8%)	1 (0.9%)	5 (5.4%)	2.7 (2.6%)
1～2回/週	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	0.3 (0.3%)
3～4回/週	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.1%)	0.3 (0.3%)
ほぼ毎日	0 (0.0%)	2 (1.9%)	0 (0.0%)	0.7 (0.6%)
計	109	107	93	103.0

表6 アフターケアを行った者について

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
アフターケア専任職員	19 (12.5%)	16 (10.3%)	24 (18.0%)	19.7 (13.4%)
入所当時の担当職員	83 (54.6%)	76 (48.7%)	69 (51.9%)	76.0 (51.7%)
入所当時の職員（担当以外）	37 (24.3%)	39 (25.0%)	27 (20.3%)	34.3 (23.4%)
職業指導員	1 (0.7%)	4 (2.6%)	2 (1.5%)	2.3 (1.6%)
自立支援専門員	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0.3 (0.2%)
家庭支援専門相談員	1 (0.7%)	12 (7.7%)	2 (1.5%)	5.0 (3.4%)
生活支援員	0 (0.0%)	3 (1.9%)	1 (0.8%)	1.3 (0.9%)
その他の職員	6 (3.9%)	5 (3.2%)	8 (6.0%)	6.3 (4.3%)
他施設職員	0 (0.0%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0.3 (0.2%)
その他	4 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1.3 (0.9%)
計	152	156	133	147.0

表7 アフターケアの対象者について

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
本人	93 (71.0%)	93 (73.8%)	74 (67.3%)	86.7 (70.8%)
父母	21 (16.0%)	18 (14.3%)	23 (20.9%)	20.7 (16.9%)
兄弟・姉妹	2 (1.5%)	5 (4.0%)	0 (0.0%)	2.3 (1.9%)
親戚	1 (0.8%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0.7 (0.5%)
職場関係者	4 (3.1%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1.7 (1.4%)
施設関係者	8 (6.1%)	8 (6.3%)	1 (0.9%)	5.7 (4.6%)
里親	2 (1.5%)	2 (1.6%)	5 (4.5%)	3.0 (2.5%)
行政関係者	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)	1.0 (0.8%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)	0.7 (0.5%)
計	131	126	110	122.3

表8 アフターケアの支援方法について

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
電話	65 (39.2%)	72 (47.1%)	59 (42.1%)	65.3 (42.7%)
SNS (メール等)	16 (9.6%)	12 (7.8%)	13 (9.3%)	13.7 (8.9%)
手紙	0 (0.0%)	1 (0.7%)	3 (2.1%)	1.3 (0.9%)
訪問	36 (21.7%)	21 (13.7%)	25 (17.9%)	27.3 (17.9%)
来園	47 (28.3%)	43 (28.1%)	36 (25.7%)	42.0 (27.5%)
その他	2 (1.2%)	4 (2.6%)	4 (2.9%)	3.3 (2.2%)
計	166	153	140	153.0

表9 アフターケアの支援内容について

	27年度	28年度	29年度	3年間の平均
相談支援	95 (62.1%)	92 (58.2%)	73 (55.3%)	86.7 (58.7%)
就労支援	8 (5.2%)	7 (4.4%)	6 (4.5%)	7.0 (4.7%)
対人関係支援	4 (2.6%)	5 (3.2%)	5 (3.8%)	4.7 (3.2%)
住宅支援	4 (2.6%)	2 (1.3%)	3 (2.3%)	3.0 (2.0%)
経済的支援	1 (0.7%)	5 (3.2%)	3 (2.3%)	3.0 (2.0%)
情報提供	20 (13.1%)	22 (13.9%)	17 (12.9%)	19.7 (13.3%)
苦情対応	0 (0.0%)	2 (1.3%)	2 (1.5%)	1.3 (0.9%)
同行支援	5 (3.3%)	2 (1.3%)	4 (3.0%)	3.7 (2.5%)
引き取り	1 (0.7%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0.7 (0.5%)
他機関への繋ぎ	4 (2.6%)	4 (2.5%)	2 (1.5%)	3.3 (2.3%)
レスパイト	0 (0.0%)	4 (2.5%)	3 (2.3%)	2.3 (1.6%)
施設内支援	1 (0.7%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0.7 (0.5%)
その他	10 (6.5%)	11 (7.0%)	14 (10.6%)	11.7 (7.9%)
計	153	158	132	147.7

学金を利用していたのは58.1%であった。退所児童の現在の状況について48.8%が在学中であり、20.9%は卒業後就業中、18.6%は中退し就業していた。進学者のうち59.5%に対してはアフターケアが行われていた。

就職した退所者の就職先として建設・製造業が最も多く40.1%であり、次いで多かったのはサービス業で23.7%であった。退所後の勤務先で就業中の者は58.8%で、退職後就業中の者が27.5%であった。9.8%は現在の状況が不明であった。また52.6%に対してアフターケアが行われていた。福祉的就労をした退所者は、50.0%が就労移行支援、11.1%が就労移行支援A型であった。87.5%が現在も就業中であった。アフターケアが実施されていたのは43.8%であった。

アフターケアに関する自由記述では、退所後のコミュニケーションの継続や対人関係や就労における問題解決支援の成功などで就労継続につながったなど、

アフターケアがうまく機能している事例や、退職や問題行動の解決に至らなかった事例、また連絡が途絶えて所在が分からなくなってしまった事例の記述がみられた。また、アフターケアに関する今後の課題としては、ケアの頻度の増加、専門性向上のための研修の実施など施設における体制や取り組みについて、大学卒業の年齢までの支援を可能とする体制の拡充、退所者が利用できる相談機関の充実や、地域や関係機関との連携やネットワークの構築など支援に関する制度や体制、さらにアフターケアのための財源の不足についての指摘など様々な課題が挙げられていたが、在園時への支援に加えてアフターケアも充実させるためには専門職員の配置など、人員確保が必要であることと人員確保によるアフターケアのための時間の確保が不可欠であるという記述が最も多かった。

考察

本研究では、児童養護施設から高校卒業後に自立した児童の状況、また退所児童のアフターケアに関する施設の現状について調査を行い、現状把握と課題を導出することを目的とした。

退所児童の退所理由として、措置理由解消による家庭復帰が40%前後で最も多く、次いで就職による自立の25%程度が多かった。進学と福祉的就労による自立はそれぞれ5%未満であり、3分の1強の児童は自立による退所であった。また高校卒業後に退所した児童については、進学が20%で、そのうち、60.5%が専門学校に進学し、27.9%が4年制大学に、それ以外が短期大学に進学していた。就職は72%、福祉的就労が7.6%であった。文部科学省(2019)による全体の進学者の内訳は、進学者が82.8%で、大学53.7%、専門学校23.8%、短大4.4%であり、これと比較すると、いずれも低く、大学・短大よりも専門学校への進学の割合が高かった。高校卒業者の就職率は全体では17.6%であり、施設退所者の就職率が高かった。しかしながら、厚生労働省(2020)は、施設児童の進学希望は31.8%で、32.6%が希望していないことを示しており、全体の進学率よりも進学希望者が少なかった。単に希望していないのか、それとも希望すること自体が難しいため希望者が少ないのか、それによってとらえ方が異なる。希望しない理由次第で支援の必要性を判断する必要があるだろう。施設職員のアフターケアの課題に関する記述には、大学卒業の年齢までの支援を可能とする体制の拡充を必要とするという内容があり、進学を希望することが難しい状況のために希望者が少ない可能性が考えられる。

退所後のアフターケアについては、実施していた施設は50%強で、頻度では年1～2回が40%程度と最も多く、頻度が多くなるほど割合が低かった。アフターケアの担当者は、入所当時の担当職員(50%程度)と担当以外の職員(20%強)が多く、アフターケア専任職員は、27年度と28年度が10%強で、29年度には18%と増えていた。職員による自由記述において、在籍児へのケアに加えアフターケアを充実させるには人員不足を指摘する内容が多く、専門職員の増加を求める内

容があり、配置が進むことで専門職員の割合がさらに高くなる可能性がある。本人へのアフターケアについて、進学者の59.5%、就職者の52.6%、福祉的就労者の43.8%に対してアフターケアが行われていた。この割合が高いか低いかについては、必要性がある退所者がどの程度かが不明であるため判断ができない。しかし、アフターケアに関する課題として自由記述での回答では、ブリッジフォースマイル(2018)や片山(2018)と同様に、今よりも内容、頻度、特に人的資源や時間、費用、さらには施設、機関、制度など、様々な側面において改善が必要という記述が多く、実施していたとしても十分ではないことが推測される。また、進学者の内18.6%は中退し就業しており、この割合は、文部科学省(2014)が報告した当時の中退率2.65%と比べると高かった。就職した者については、退所後の勤務先で就業中が58.8%で、退職後就業中が27.5%であった。不明者が1割程度であったため、3割程度は退所後の就職先を退職していたことになる。この割合は新卒者全体と同程度であるが(厚生労働省, 2019)、低いとは言えないだろう。進学したとしても中退する割合が高く、就職しても早期に退職する割合も低いことからアフターケアが必要であることが推察される。

本調査の結果から、自立による退所児童が3人に1人以上おり、進学、就職いずれにおいても全体と同程度以上の少なくない児童が中退、退職しており、それを予防するための支援が必要である現状がうかがえる。施設においても支援の必要性は認識しているものの様々な理由で十分に実施できていない現状があることも示唆された。

退所児童への支援のための制度は拡充されてきているものの(厚生労働省, 2017)、谷口(2011)でも報告されていた人的不測の解決や、支援を担う機関や施設についても今もなお課題としてあげられることを考えると、まだ十分ではないと考えられる。大村(2017)は、退所者の支援について、措置延長以外の支援方法の検討・充実の必要性、自立援助ホームの設置のさらなる拡充、他のシェルターの機能を持つ設備の必要性も指摘した。また、アフターケアを担う機関として、出身施設以外の相談窓口やアプローチ方法の多様化の必要性も指摘した。精神的な拠り所となりうる元担当者の活用も提案した。当然、これら制度等の拡充も必要で

はあるだろう。しかしながら、まずは施設において可能な支援について改めて考えることも必要ではないだろうか。自立支援の根本的な課題として、そもそも自立の示す意味についてあいまいな部分があることが指摘されている(高橋, 2011)。大村(2104)は、先行研究をもとに、施設退所者の自立について、基本的生活習慣を確立する身体的自立・生活的自立、対人関係やソーシャルサポートの情報を集めたり利用したり、社会との健全なかかわりを保つ社会的自立、金銭面から見た生活の安定、住居の確保や、そのための就労などを行う経済的自立の3つを適応型自立、自己理解、自分の思いや行動のコントロールなどができる状態を精神的自立・心理的自立を主体型自立とし、施設退所者の自立はこの両側面から捉える必要があることを指摘した。また主体型自立を自立の基盤ととらえ、その上に適応型自立があるという構造で自立を捉えることを主張した。

吉村(2012)は、施設入所児童の中退者率が高い要因として、養育環境に起因する学力の低さ、被虐待経験からの人間関係の困難さ、不安定さ、発達障害等によるコミュニケーションの困難性、経済的、学力的要因による選択可能な高校が限られること、等を指摘した。そして、子どものありのままを認め、主体性の支援、決断の尊重が必要であることも指摘した。これは、施設入所児童自身が抱える困難さへの支援の必要性を示しており、大村(2017)の主張を支持するものと考えられる。しかしながら、主体型自立に対する支援は、自立の時期が近づいて行う自立支援では間に合わない可能性がある。

高橋(2013)は、自立支援の全体像を長期的に論じた研究が少なく、リービングケアからアフターケアまでの長期的視点をもった一貫した援助の必要性を指摘した。現在も施設において、入所時に自立支援計画を策定し、リービングケアからアフターケアまで一貫した視点をもって支援を行っているが、限られた人的資源、時間、費用等の限界があるのだろう。しかしながら、すぐには変わらない現状の中でも、退所児童は存在する。今後の課題として、限られた資源の中で、必要な支援が必要な時期に行うことが可能となるよう必要な支援を判断するための基準を設けるために自立概念を捉えなおし、長期的な視点の下で、計画的に児童の状

態をアセスメントし、支援を行うことを可能とする体制を施設内で構築することが求められる。

最後に、「自立支援」が謳われた1997年児童福祉法改正時の状況及び「自立支援」という言葉が問われているものは何かを簡単に触れておく。厚生省児童家庭局家庭福祉課(1998)は、児童の自立支援を「一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的生活習慣や社会生活技術(ソーシャルスキル)、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活力が習得できるよう支援していくこと」と定義した。当時の児童養護施設の支援状況は、児童福祉法上、原則18歳で措置解除となるため、入所中の日常生活支援を通した「自立支援」に重きが置かれていた。しかし、グッドマン(2006)が、「児童養護施設における働きが成功したかどうか判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」と指摘したように、入所中の子どもに対する自立支援は、施設生活よりもはるかに長い退所後の生活(アフターケア)を含む自立支援である。現在、支援ニーズの拡大に伴い、原則22歳の年度末まで支援期間が延長され、退所児童を支える制度が整いつつある。さらに、施設実践には、家族再構築(家庭復帰後)支援及び里親への措置変更に伴うアフターケア等の支援も求められている。今こそ、伊藤(2007)が指摘したレジデンシャルワークの再考が必要だろう。「自立支援」という言葉は、アドミッションケアからアフターケアまでの自立支援の概念及び実践課題の整理を通して、児童養護施設機能及び児童養護実践の再考を求めているのではないだろうか。

引用文献

- ブリッジフォースマイル(2018). 全国児童養護施設調査 2018 社会的自立と支援に関する調査
https://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2018/12/554df29f75614095e2a9300902d49e7b.pdf
 (最終閲覧日 2021年1月4日)
- 伊藤嘉余子(2007). 施設養護におけるレジデンシャルワークの再考－児童養護施設実践に焦点を当てて

- － 埼玉大学紀要 教育学部 56, 83-94.
- 伊藤嘉余子 (2012). 児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察—18歳で措置解除となるケースに焦点をあてて— 埼玉大学紀要教育学部, 61, 149-155.
- 伊藤嘉余子 (2013). 満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア: 支援内容と支援時期との関連性の検証 社会問題研究 62, 1-11.
- 片山 寛信 (2018). 児童養護施設のアフターケアのあり方: 当事者の語りからの一考察 札幌大学女子短期大学部紀要 66, 7-30.
- 厚生省児童家庭局家庭福祉課 (監) (1998). 『児童自立支援ハンドブック』 日本児童福祉協会
- 厚生労働省 (2017). 社会的養護における自立支援に関する資料 第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会参考資料1
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000153136.pdf>
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- 厚生労働省 (2019). 新規学卒就職者の離職状況(平成28年3月卒業者の状況)を公表します
<https://www.mhlw.go.jp/content/11652000/000557454.pdf>
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- 厚生労働省 (2020). 児童養護施設入所児童等調査の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- 三菱UFJリサーチ & コンサルティング (2019). 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除されたものの実態把握に関する調査研究報告書
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_5_1.pdf
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- 宮地菜穂子 (2017). 児童養護施設等における自立支援に関する一考察—施設退所者実態調査結果より措置解除年齢18歳前後の2群別諸属性の比較検討を通して— 中京大学現代社会学部紀要 11, 315-336.
- 文部科学省 (2014). 学生の中途退学や休学等の状況について
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/08/1352425_01.pdf
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- 文部科学省 (2019). 令和元年度学校基本調査(確定値)の公表について
https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt_chousa01-000003400_1.pdf
(最終閲覧日 2021年1月4日)
- ロジャー・グッドマン 津崎哲雄 (訳) (2006). 日本の児童養護—児童養護学への招待 明石書店
- 谷口 純世 (2011). 児童養護施設における子どもへの自立支援 愛知淑徳大学論集 福祉貢献学部篇 1, 107-116.